

# 《放置自転車調査から撤去までの流れ》

賃貸物件を経営するにあたって環境美化は大変重要な関心事のひとつ

## ◆放置自転車

### 調査下調べ

パンクや長期間使用していない様な自転車（ホコリ、汚れ、加内のゴミ）があり、その車体にネームが無い物を対象車とする。

### 撤去の告知

期限付き（2週間）のフダの貼り付けや、撤去勧告書のポスティング（郵便受へ投函）。

### 盗難届の照会

告知期限が過ぎても反応のない物について盗難届の照会を地域の警察署に依頼します。

### 撤去前の最終保管

告知開始からあわせて1ヵ月は最低入居者の目に付く場所にかためて保管します（駐輪場以外の方が望ましい）。

### 撤去完了

撤去車の最終写真撮影を行い処分場へ搬送します。

## ◆放置バイク

### 調査下調べ

ナンバープレートがない又は自賠責保険期限が過ぎているものを対象車とする。

### 撤去の告知

自転車と同様の告知を行います。

### 盗難届の照会（※）

ナンバープレートがある場合は行政に持ち主を確認します。警察へ「盗難照会」をします。

### 撤去前の最終保管

自転車と同様の保管をします。

### 撤去完了

撤去車の最終写真撮影を行い処分業者に引き渡します。

1台 × 500円（税別）

1台 × 8,400円（原付）

階段下や駐輪場に  
不要自転車の放置が  
あると入居モラルの  
低下が進みます

※個人情報保護法によりナンバーから持ち主を直接調べることができません。行政側から持ち主の方へ管理担当の連絡先を知らせてもらい対応します。